

電波有効利用促進センターに関する政策評価

根拠法令	電波法（昭和二十五年五月二日法律第百三十一号）第 102 条の 17	評価実施 時期	令和 3 年 12 月																																				
事務・事業 の目的	電波有効利用促進センターは、無線局の開設等に際して、既設の無線局との混信の可能性等について照会及び相談等に応じることにより、電波の有効かつ適切な利用に寄与することを目的としている。																																						
事務・事業 の必要性等	<p>昭和 50 年代後半からの電波利用の進展に伴って国による指導・助言等の要望が高まり、さらに電気通信分野への競争原理の導入等を契機として、国だけではその要望全てに迅速な対応が難しくなると考えられた。そこで、公益性、中立性、信頼性が確保されている民間の第三者機関が、無線局の開設等に伴う混信計算等に関する照会及び相談への対応を行うこと、併せて、関連する調査研究、啓発活動を行う事により電波利用の一層の促進を図るようするため、昭和 62 年 10 月より電波有効利用促進センターの指定制度を創設し（電波法の一部改正）、電波有効利用促進センターにて電波の利用者の利便性の向上と周波数の有効利用の促進を図るための業務を行っている。</p> <p>○無線局の開設等に伴う照会及び相談の処理状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">件数</td> <td style="text-align: center;">1,017</td> <td style="text-align: center;">919</td> <td style="text-align: center;">751</td> <td style="text-align: center;">986</td> <td style="text-align: center;">884</td> </tr> </tbody> </table> <p>○電波の利用に関する調査及び研究の取組状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">件数</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> </tbody> </table> <p>○電波の有効かつ適正な利用に関する啓発活動の取組状況（講演会等の実施状況）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">件数</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※これら以外に、ホームページや定期刊行物において電波の有効利用等に関する情報提供や広報を行っている。</p>				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	件数	1,017	919	751	986	884		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	件数	16	19	21	21	22		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	件数	14	12	11	9	6
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																		
件数	1,017	919	751	986	884																																		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																		
件数	16	19	21	21	22																																		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																		
件数	14	12	11	9	6																																		

評価の結果

<必要性>

電波有効利用促進センターによる照会相談業務の状況を見ると、混信計算等は年間約911件（過去5年間の平均）にのぼり、今後も引き続き利用者の需要が見込まれるため、その必要性が認められる。

また、電波利用の進展に伴って電波の有効利用をより図っていくためには、電波に関する最新の技術動向を踏まえた調査研究や情報提供等を行い、その成果を常に関係者に広く普及させていくことが不可欠である。同センターはそれらに体系的に取り組んでおり、その必要性が認められる。

<効率性>

電波利用が進展してきている中で国による指導・助言等の要望への増大に対応するためには、国だけではなく、専門的な知識や経験を十分に有する機関を活用することが有用である。それらを満たす機関である電波有効利用促進センターは、その専門性を生かして照会相談業務等を円滑かつ合理的に実施することが可能であり、加えて、当該業務全体として新たな財政負担がなく実施されていることから、その効率性が認められる。

<有効性>

電波有効利用促進センターの指定の趣旨は、電波利用の環境が近年急激に変化している中で、国において全ての相談等に対して迅速に対応する事が難しい状況にあることから、電波の利用者の求めに応じて、同センターが行政事務を部分的に代行することにより免許申請等を円滑に実施するものである。免許申請に際しては、同センターが行う照会相談業務等を利用することで、処理期間が短縮されており、電波の利用者の利便性の向上に貢献していることから、その有効性が認められる。

また、同センターが実施する電波の有効利用に関する調査及び研究等の成果は、国内の審議会における制度の議論や国際会議等における標準化の検討等に活用されているほか、電波の利用者へ広く情報提供されており、電波の有効かつ適正な利用に貢献していることから、その有効性が認められる。

<上記評価結果を踏まえた今後の課題や制度（事務・事業）への反映の方向性>

電波有効利用促進センターが行う照会相談業務の実施に当たっては、周波数の有効利用及び混信の防止を図る観点から、国が定める技術基準（省令・告示・訓令等）の動向等の情報を的確かつ速やかに収集することにより、電波の利用者の利便性の向上に貢献すると考えられる。また、発展著しい情報通信分野では新たなシステムの導入が数多く予定されており、総務省及び電波有効利用促進センターにおける一層の情報共有を図ることにより、それらの動向にも対応していくことが肝要である。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>電波有効利用促進センターの指定にあたっては、電波法第99条の11第1項第4号の規定に基づき、第771回電波監理審議会（平成7年6月16日）に諮問し、適当とする旨の答申がなされている。</p> <p>また、電波有効利用促進センターは電波伝搬障害防止区域に関する照会相談業務も行っており、これに関連して毎年度の電波伝搬障害防止区域の指定状況を電波監理審議会に報告している。</p> <p>【参考】電波監理審議会（第1091回：令和3年6月9日）への報告 https://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/singi/02kiban01_04000165.html</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○一般社団法人電波産業会 事業報告書</p> <p>令和2年度事業報告書 (https://www.arib.or.jp/syokai/jigyohoukoku/jh-2020.html)</p> <p>令和元年度事業報告書 (https://www.arib.or.jp/syokai/jigyohoukoku/jh-2019.html)</p> <p>平成30年度事業報告書 (https://www.arib.or.jp/syokai/jigyohoukoku/jh-2018.html)</p> <p>平成29年度事業報告書 (https://www.arib.or.jp/syokai/jigyohoukoku/jh-h29.html)</p> <p>平成28年度事業報告書 (https://www.arib.or.jp/syokai/jigyohoukoku/jh-h28.html)</p>

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価